

市・県民税の申告期です

申告は3月15日までにすませましょう

昭和54年度市・県民税の申告相談の日程は別表のとおりです。この申告をしなければならぬ人は次に該当する人です。

◎一般の場合・・・

- ①昨年中(昭和53年1月1日から12月31日まで)に所得があつた人。
- ②純損失、雑損失の控除の適用をうけようとする人。

◎給与所得の場合・・・

- ①給与所得のほかにも所得(農業所得、地代家賃、利子、配当などの収入)があつた人。
- ②勤務先から給与支払報告書の提出がない人。
- ③雑損控除、医療控除の適用をうけようとする人。

◎年金受給者で他に所得がある人も申告が必要です・・・

- ①老齢や退職を事由とする年金受給者。
- ②厚生年金や国民年金の老齢年金、通算老齢年金受給者。
(注)各種年金受給者のうち非課税扱いの年金を受けておられる人は、申告の必要はありません。
(例)
▶障害を事由とする障害年金や廃疾年金。
▶死亡を事由とする遺族年金や母子年金、遺児年金、寡婦年金。
▶国民年金の老齢福祉年金など。

◎ただし、所得税の確定申告書を提出した人(該当する人には、税務署から確定申告に必要な書類が送付されます。)は、市・県民税申告書を提出したものとみなされますので提出の必要はありません。市・県民税の申告をしなければならない人は、区長を通じて配付しました申告の説明書をよくよんで、自分が住んでいる地区の指定日に正しい申告をいたしましょう。

☎ なお、申告について、おわかりにならない方はご遠慮なくお問い合わせください。 市税務課市民税係

☎ 2-2111 内線 281

▶ ちよつと

たしかめてください!

区長を通じて、封筒入りの申告書「三税(国・県・市)共同納税相談を受けられる人」を配られた人の申告日は、封筒の中に入っている文書(チラシ)に記載してありますから、その相談日をよくお確かめになるようご注意ください。

昭和54年度 市・県民税申告相談の日程

月日	曜	会場	対象地域	月日	曜	会場	対象地域
2・16	金	仙崎公民館	本町、北本町、今浦町、鍛冶屋町	3	土	通 公民館	通 6、7、8、9、10、11
17	土	〃	南町、栄町、幸町、旭町、錦町、新屋敷町、鳥越町、大泊	5	月	〃	通 1、2、3、4、5
19	月	〃	祇園町、洲崎町、青海	6	火	湊 漁 協	湊 漁 協 組 合 員
20	火	〃	新町、中新町、新開町、大日比	7	水	中央公民館展示室	緑ヶ丘、中山、藤中、江良、上郷、下郷
21	水	〃	白濁1、2、3	8	木	〃	殿台、大河内、小河内、河原
22	木	俵山農協	湯町、七重	9	金	〃	板持1、2、3、4
23	金	〃	上政、上安田、下安田	10	土	〃	後ヶ迫、境川、上川西
24	土	俵山公民館	小原、木津、黒川	12	月	〃	下川西、上ノ原、開作
25	日	〃	郷、大羽山	13	火	〃	正明市1、2、3、4、5
26	月	中央公民館	田屋、駅前、湊1東、湊1西、湊2、湊3、湊中央、鉄道	14	水	〃	上記指定日にこられなかった人
27	火	大畑小学校	渋木1、2、3、山小根	15	木	〃	〃
28	水	〃	真木、渋木中、坂水				
3・1	木	湯本温泉組合二階	門前、湯本、三ノ瀬				
〃	〃	大峠区長宅	大峠				
2	金	通 公民館	通 12、13、14、15、16				

【注】 時間は、いづれも9時30分から16時まで